

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

☆平成26年度分の免除申請

- ▼受付 7月1日(火)～
- ▼免除期間 平成26年7月～平成27年6月
- ※過年度の申請についても申請時点から2年1ヶ月前までとさせていただきます。

て免除の申請ができます。必要なものは

- ・印かん
- ・代理申請の場合は運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年申請が必要になります。※ご注意ください。

問い合わせ先

保険課 高齢者年金係
 ☎9129
 宇都宮西年金事務所
 ☎028(622)4281

	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/2
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,810円	5/8
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,630円	6/8
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,440円	7/8

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識⑭

○家庭教師の契約

夏休みに向けて、子供の高校受験対策を考えていたところ、家庭教師の案内の電話があり「家庭教師をつければ成績があがる」と言われ契約した。しかし高額であり、成績があがるという言葉は疑問であったので取り消したい、という相談が寄せられています。家庭教師のサービスを受ける場合、契約が長期に及ぶことが多く、代金も高額になりがちです。途中で止めたいと思ったときに高額な解約金を請求される例も多いため、さまざまな規制がされています。

勧誘する際、事業者はサービスの内容や料金について書かれた書面を交付しなければなりません。また、「合格させます」と予測不可能なことを告げることは禁止されています。「必ず成績が上がる」「今日契約しないと良い先生が見つからない」と契約を急がせ、しつこく勧誘する業者も見受けられます。その場で契約せず、家族と十分に検討することが大切です。疑問がある場合は上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時

月～金(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談連絡先

上三川町消費生活センター

☎(56) 9153



国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は、8月1日から受付ます

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯のみ）は、平成26年7月31日で有効期限が切れます。8月以降も認定証が必要な方は8月以降に保険課窓口にて申請をしてください。

なお、認定証は申請のあった月の初日より適用されます。

- 要件＝保険税の滞納がないこと。
- 申請に必要なもの＝被保険者証、印かん

▼問い合わせ先＝

保険課 国保係 ☎(56) 9134



後期高齢者医療について

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒（茶色）に入れて7月下旬に郵送します。8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に保険課まで返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事代が減額になります。該当する方は保険課窓口にて申請してください。

なお、次のいずれにも該当する方については、認定証を被保険者証に同封して送付いたします。

- 過去に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがある方。
- 平成26年度の負担区分が低所得区分である方。

▼問い合わせ先＝保険課 国保係

☎(56) 9134

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

毎年夏は、長期休暇などにより、学校や企業団体などからの献血への協力が得られにくく、一時的に献血者が減少することがあります。そこで、7月1日から31日までの1か月間「愛の血液助け合い運動」を全国で展開します。ぜひ多くの方に献血へのご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先＝栃木県 薬事課

☎0288(623)3119

献血の実施について

下記のとおり献血を実施いたします。

この機会にぜひご協力をお願いいたします。

- ▼日時＝8月26日（火）午後1時30分～4時
- ▼対象年齢＝16歳～69歳

（65歳以上の方の献血については、60歳から64歳までの間に献血経験がある方に限ります。）

▼場所＝上三川いきいきプラザ 検診ホール

▼問い合わせ先＝健康課 成人健康係

☎(56) 9133